

近時の事件、重要判例から学ぶ

企業防衛のための

『営業秘密』の保護／管理の重要ポイント

～近時の事件から学ぶ対応策、NDAの限界など実務ポイントを詳解～

《開催要領》

- 日 時● 2014年8月29日(金) 13:00～17:00
- 会 場● 企業研究会セミナールーム(東京:麹町)

講師

大宮法科大学院大学 客員教授
弁護士・米国弁護士・弁理士 牧野和夫 氏



講師紹介
1981年早稲田大学法学部卒。いすゞ自動車(株)入社。General Motors Institute 経営管理課程修了。ジョージタウン大学ロースクール法学修士号。1992年米国ミシガン州弁護士登録。1981年～1997年いすゞ自動車(株)課長・審議役。1997年～2000年アップルコンピュータ(株)法務部長。2000年～芝罘総合法律事務所顧問。2001年～2004年内閣司法制度改革推進本部法曹養成検討会委員。尚美学院大学大学院客員教授。早稲田大学大学院、関西学院大学大学院、関西学院大学商学部、法学部、明治学院大学法学部、駒澤大学法学部の各兼任講師を経て現職。法律英語や英文契約書に関する著書多数。

《開催にあたって》

最近、新日鉄住金や東芝などの営業秘密漏洩事件が急増しており、企業防衛の立場から緊急に現状の見直しをすべき状況になっております。

そこで、本セミナーでは、新日鉄住金事件や東芝営業秘密漏洩事件はもちろん、過去の重要判例を分析しつつ、企業のあるべき秘密情報の管理方法に及ぶことを目的としています。さらに、秘密管理性を維持することを目的とする「秘密保持契約書(Non Disclosure Agreement = NDA)」の限界、NDA 神話の崩壊と企業対応についてもお話しします。

《申込書》一般社団法人 企業研究会 セミナー事務局宛

FAX:03-5215-0951

*申込書をFAXでご送信いただく際は、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

*申込書にご記入頂いた個人情報は、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内にお送りする際に利用させていただきます。

■受講料:1名(税込・資料代含)

正会員 34,560円(本体価格 32,000円) 一般 37,800円(本体価格 35,000円)

141441-0303 企業防衛のための『営業秘密』の保護／管理の重要ポイント			
ふりがな 会社名			
住 所	〒		
TEL	FAX		
ふりがな ご氏名	所 属	職 職	
E-mail			

■参加要領: 申込書はFAX、または下記担当者宛E-mailにてお送り下さい。当会ホームページからもお申込み頂けます。

後日(開催日1週間～10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。

※よくあるご質問(FAQ)は当会HPにてご確認ください。(「TOP」→「公開セミナー」→「よくあるご質問」)

※お申し込み後のキャンセルはお受けいたしかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理出席をお願いします。

■お申込・お問合わせ先: 企業研究会 公開セミナー事業グループ 担当/川守田 E-mail:kawamorita@bri.or.jp

TEL: 03-5215-3514 FAX: 03-5215-0951 〒102-0083 東京都千代田区麹町 5-7-2 麹町 31M Tビル 2F

企業防衛のための『営業秘密』の保護／管理の重要ポイント

8/29
(金)

13:00

1. ケーススタディー ～最近の営業秘密漏洩事件(裁判例)の分析～

- (1) 最近の営業秘密漏洩の実態について
- (2) 最近の営業秘密漏洩事件の重要事例、重要判例の分析と対応
- (3) 新日鉄住金事件のポイントと対応
- (4) 東芝営業秘密漏洩事件のポイントと対応

2. 法的なルールの解説 ～不正競争防止法による営業秘密の保護～

- (1) ルールの概要と罰則・救済規定
- (2) 営業秘密漏洩事件で企業側は勝てるのか?
- (3) 規制の強化が行われてきたが、それで十分か

3. 「秘密保持契約書(Non Disclosure Agreement = NDA)」の管理

～NDAの法的効力の限界と具体的な企業対応について～

- (1) NDA 神話の崩壊と企業対応
- (2) NDAの限界への具体的な対応方法について
- (3) 秘密保持契約書の最近の傾向

4. 企業のあるべき秘密情報の管理方法について

- (1) 営業秘密の管理のあるべき姿は何か
- (2) 人事管理のあるべき姿は何か
- (3) どうやって引き抜きを事前に防止するか
(退職金不支給規定はどこまで有効かを含む)
- (4) 引き抜かれた場合の秘密情報漏洩をどうやって最小限に抑えるか
- (5) 『当社に何が出来るか、何をしなければならぬか』
- (6) 経済産業省の『営業秘密管理指針』(最終改訂平成25年8月16日)

※最少催行人数に満たない場合、開催を中止させて頂く場合がございます。

17:00

裏面もご覧下さい! 一枚のパンフレットで 2種類のセミナーをご案内しております。